桐朋学園大学院大学公的研究費不正防止計画(2025年度)

1. 目的

桐朋学園大学院大学は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正)に基づき、公的研究費の不正使用を防止するため、次のとおり不正防止計画を策定し、実施します。

2. 不正使用防止計画

(1)機関内の責任体系の明確化

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|--------------------------|------------------------------|
| ◇各責任者の責任の範囲や権限がきちんと認識されて | ・「公的研究費ハンドブック」を作成し、責任体制を明確にし |
| いない。 | た上で周知を図る。 |

(2) 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|---------------------------|------------------------------|
| ◇コンプライアンス教育が実効性を伴ったものになっ | ・一律で実施していたものを、eラーニングやオンライン教 |
| ていない。 | 材も活用しながら、それぞれの職域や役務に合った内容とす |
| | るよう検討し、実施する。 |
| ◇機関内のルールが明確にされておらず、研究費の使用 | ・「公的研究費ハンドブック」を作成し、専任教員向けの倫理 |
| ルールを教職員が理解できていない。 | 教育・コンプライアンス講座においても各種のルールを説明 |
| | する。事務担当者向けの研修も実施する。 |
| ◇懲戒に関する規程の周知 | ・「公的研究費ハンドブック」に研究不正への対応として本学 |
| | の懲戒に関する規程や、科研費の不正使用についての処分を |
| | 掲載する。 |

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|------------------------|----------------------------|
| ◇不正を発生させる要因の把握が不足している。 | ・不正を発生させる要因を各種の事例などから的確に把握 |
| | し、実効性のある不正防止計画を策定する。 |

(4) 研究費の適正な運営・管理活動

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|--------------------------|------------------------------|
| ◇発注段階での支出財源の特定が適切になされていな | ・担当職員と研究者が綿密に連絡を取りながら、予算の執行 |
| ν _° | 状況などを的確に相互で確認していく体制を整備する。 |
| ◇検収作業の形骸化 | ・実際の状況を的確に把握した上で、「特殊な役務に関する検 |
| | 収方法-支払内容・納品物に応じた確認方法-」の見直しを |
| | 行い、教員に周知する。 |

(5)情報発信・共有化の推進

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|------------------|---------------------------------|
| ◇通報窓口の存在がわかりにくい。 | ・大学 Web サイト「公的研究費の適正な運営・管理について」 |
| | ページや、「公的研究費ハンドブック」に記載して周知を行う。 |

(6) モニタリングの在り方

| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
|---------------------------------------|-----------------------------|
| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
| ◇日常的なチェック体制や内部監査が適切に行われて | ・コンプライアンス推進責任者や防止計画推進部署によるモ |
| いたい。 | ニタリングを強化する。 |
| ◇不正防止計画の見直しが行われていない。 | ・毎年度末に、統括管理責任者とコンプライアンス推進責任 |
| | 者が事務局と連携して不正防止計画についての見直しを行 |
| | い、次年度の方針等を固める。 |